

令和6年7月診療分から 重度心身障害者等医療費助成制度が 自動償還払い方式に移行します！

重度心身障害者等医療費助成制度とは

重度の障害がある方の医療費の自己負担額(病院等窓口の支払額)を県と市町村で助成する制度で、鹿児島県内で約40,000人が対象です。

令和6年6月受診まで
(償還払い)

令和6年7月受診から
(自動償還払い)

保険医療機関等を受診し、自己負担額を支払



↓

受給者が市町村の
窓口申請

- ↓
- 1 保険医療機関等が国保連へ自己負担額データを報告
 - 2 国保連が自己負担額集計データを市町村に報告

↓

市町村より個人口座に振り込み

対象者

※ 一定の所得以下の方が対象です。

- ・身体障害者手帳 1, 2級所持者
- ・療育手帳 A1, A2, A(知能指数35以下)
- ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1(知能指数50以下)
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 **通院医療費**(R6.7より追加)

留意事項

・自動償還払い方式への移行であり、現物給付(窓口無料化)ではありません。窓口で自己負担額を支払う必要があります。

・令和6年7月診療分より一定の所得のある方は、対象外となります。

例1:生計中心者が受給資格者本人で、
扶養親族等がない場合

収入額の目安 5,180,000円

例2:生計中心者が配偶者で、扶養親族等が2人の場合

収入額の目安 8,799,000円

(詳細については、鹿児島市障害福祉課にご確認ください。)

・自動償還払い方式による助成を受けるためには、窓口で受給資格者証を提示する必要があります。

・以下の場合は、これまで通り、障害福祉課または各支所福祉課窓口への支給申請が必要になります。(償還払い)

- ・保険医療機関等の窓口で受給資格者証の提示がない場合
- ・県外の保険医療機関等を受診した場合
- ・治療用装具を購入した場合

問い合わせ先

| | |
|---------|-------------------------|
| 障害福祉課 | 電話 2 1 6 - 1 2 7 3 (直通) |
| 谷山福祉課 | 電話 2 6 9 - 8 4 7 2 (直通) |
| 伊敷福祉課 | 電話 2 2 9 - 2 1 1 3 (直通) |
| 吉野福祉課 | 電話 2 4 4 - 7 3 7 9 (直通) |
| 吉田保健福祉課 | 電話 2 9 4 - 1 2 1 4 (直通) |
| 桜島保健福祉課 | 電話 2 9 3 - 2 3 6 0 (直通) |
| 喜入保健福祉課 | 電話 3 4 5 - 3 7 5 5 (直通) |
| 松元保健福祉課 | 電話 2 7 8 - 5 4 1 7 (直通) |
| 郡山保健福祉課 | 電話 2 9 8 - 2 1 1 4 (直通) |